

## 実特法に基づく届出書の提出についてのお願い

平成 27 年度税制改正（平成 29 年 1 月 1 日施行）により、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法等に関する法律」（実特法）が改正され、平成 29 年 1 月 1 日以後、新たに国内に所在する金融機関等に口座開設等を行うお客さまは、当該金融機関等へ居住地国（※1）名等を記載した届出書の提出が必要となります。

当該金融機関等は、平成 30 年以後、毎年 4 月 30 日までに特定の非居住者の金融口座情報を所轄税務署長に報告し、報告された金融口座情報は、租税条約等の情報交換規定に基づき、各国税務当局と自動的に交換されることとなります（※2）。

（※1）居住地国とは所得税・法人税に相当する税をお客さまが納めるべき国を指します

（※2）日本から外国に対して情報提供を行うとともに、外国から日本に対し、その国の金融機関等が保有する日本居住者の金融口座情報が提供されることとなります。

### ○届出書の提出が必要な場合

- 平成 29 年 1 月 1 日以後、口座開設等を行う場合
- 届出書提出後、居住地国等に異動があった場合（海外転勤等）
- その他（平成 28 年 12 月 31 日以前、既に口座開設等をしているお客さまでも、確認のために届出書の提出をお願いする場合があります。）

### ○届出書の種類・記載内容

	新規届出書	異動届出書
対象者	平成 29 年 1 月 1 日以後、新規に口座開設等を行うお客さま（※1）	新規届出書、任意届出書、異動届出書を提出後に、それらの届出書に記載した居住地国に異動があったお客さま
提出時期	口座開設等を行う際	居住地国に異動が生じることとなった日から 3 月を経過する日まで
記載事項	<ul style="list-style-type: none"><li>• 氏名、住所及び生年月日又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地</li><li>• 居住地国名及び居住地国が外国である場合の当該居住地国の納税者番号（※2）</li><li>• 住所と居住地国が異なる場合の事情の詳細等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 異動後の居住地国等</li><li>• 以前提出した届出書に記載した居住地国</li><li>• 左記の新規届出書の記載事項</li></ul>

（※1）平成 28 年 12 月 31 日以前より、既に口座等を保有しているお客さまについても、確認のために届出書（任意届出書）の提出をお願いする場合があります。

（※2）居住地国が日本であるお客さまも、居住地国名として「日本」と記載が必要となります。

必要な手続き等につきましてはお近くの営業店までお問い合わせください。